

# ⑦ 指定申請書兼同意確認書の書き方（同意確認書）

同意確認書は、土地に関する利害関係人より同意を得るものです。  
署名及び太枠内の⑥をご記入ください。

**記入例**

(オモテ)

様式第1-2号

特定生産緑地指定申請書兼 農地等利害関係人同意確認書	整理番号	※ -
(あて先) 川口市長		
<p>⑤生産緑地明細書の生産緑地について、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第3項の規定に基づき、川口市が当該生産緑地を特定生産緑地として指定することに同意します。</p> <p>また、農地等利害関係人については、⑥権利調書に示すもので相違ありません。</p>		
氏名		川口 緑太郎 

署名（氏名）

申請者の氏名をご記入のうえ、実印を押印してください。

利害関係人住所及び氏名

農地等利害関係人の方のご住所及びご氏名をご記入ください。

申請者本人（土地所有者）の記入も必要となります。

## ⑥ 権利調書

⑤の生産緑地に係る農地等利害関係人

住所	ふりがな氏名	実印	権利の種類 ※4	権利を有する生産緑地の番号※5
〒 332-8601 川口市青木2-1-1	かわぐち みどりたろう 川口 緑太郎		所有権	1, 2, 3, 4, 5
〒 332-8601 川口市青木2-1-1	かわぐち みどりこ 川口 みどり子		所有権	1, 3
〒 ※空欄でか まいません	財務省 (川口税務署)	※空欄でか まいません	抵当権	1~5
〒 332-0000 川口市●●3-2-1	株式会社 ▽▲▽▲銀行		抵当権	2
〒				

実印

農地等利害関係人の方全員の実印を押印してください。

ただし、財務省の欄は空欄で構いません。

※企業の場合は社印ではなく代表者印（実印）としてください。

権利の種類

申請する土地に係る権利の種類を記入してください。

権利の種類には、

- ・所有権
- ・地上権
- ・賃借権
- ・抵当権
- ・先取特権
- ・質権
- ・永小作権

等があります。

ただし、地役権の記入は必要ありません

権利を有する生産緑地の番号

生産緑地明細書⑤内の対象となる番号をご記入ください。

### 記入上の注意

- ※1 申請者も上記権利調書の欄に記入してください。
- ※2 印鑑登録証明書は申請日より6ヶ月以内に交付されたものとし、原本を添付してください。農地等利害関係人全員分を添付してください。
- ※3 相続税及び贈与税の納税猶予の適用によって、税務署長が農地等利害関係人となっている場合は、その同意を一括して川口市が取得しますので、実印欄の押印及び印鑑登録証明書の添付は不要です。
- ※4 権利の種類欄には、所有権、地上権、賃借権、登記されている永小作権、先取特権、質権、抵当権等を記入してください。（地役権の記入は必要ありません。）
- ※5 権利を有する生産緑地の番号の欄には、様式第1-1号特定生産緑地指定申請書兼農地等利害関係人同意確認書中の⑤生産緑地明細書の番号を記入してください。
- ※6 農地等利害関係人は、もれなく記載し、全員の同意を取得してください。
- ※7 欄が足りない場合は別表2にご記入してください。

※ 欄が足りない場合は、裏面を利用してご記入してください。

※ 農地利害関係人ごとに作成される場合はこの用紙を複製（両面コピー）し使用することも可能です。ただし、その場合においても署名（氏名）の記入及び実印の押印が必要となります。

